

神奈川県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

神奈川県測量業者登録簿閲覧規則（昭和37年神奈川県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。